

+

平成24年（2012年）12月紀北町議会定例会会議録

第 1 号

招集年月日 平成24年12月7日（金）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成24年12月7日（金）

応招議員

1番 奥村 仁

2番 東 貴雄

3番 樋口泰生

4番 太田哲生

5番 瀧本 攻

6番 入江康仁

7番 家崎仁行

8番 玉津 充

9番 奥村武生

10番 東 篤布

11番 東 清剛

12番 松永征也

13番 平野隆久

14番 中津畑正量

15番 川端龍雄

16番 平野倅規

17番 中本 衛

18番 北村博司

（遅刻議員）

9番 奥村武生

不応招議員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	山岡 哲也
会計管理者	平谷 卓也	総 務 課 長	中場 幹
財 政 課 長	堀 秀俊	危機管理課長	五味 啓
企 画 課 長	脇 博彦	税 務 課 長	尾上公敏
住 民 課 長	工門利弘	福祉保健課長	大谷 眞吾
環境管理課長	井谷 哲	農林水産課長	武岡 芳樹
商工観光課長	濱田多実博	建 設 課 長	上村 康二
水道課長補佐	上ノ坊健二	紀伊長島総合支所長	世古 雅則
教育委員長	大和 秀昭	教 育 長	安部 正美
学校教育課長	玉津 武幸	生涯学習課長	松島 保秀
監 査 委 員	井上 寛		

職務の為出席者

議会事務局長	谷 吉希	書 記	脇 俊明
書 記	上野隆志	書 記	玉本真也

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

6 番 入江康仁

7 番 家崎仁行

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

北村博司議長

皆さん、おはようございます。

開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日、ここに平成24年12月紀北町議会定例会が招集されました。

議員各位には、公私ともにご多用のところ、ご出席いただきありがとうございます。

去る12月3日に、新しい紀北町議会の組織が構成され、スタートしたところでありますが、議会といたしましては、住民を代表する意思決定機関としての権能を果たすために、最善の努力を傾注してまいりたいと決意する次第であります。

どうかよろしく願い申し上げます。

議員各位におかれましては、独自の資料収集等には十分ご注意をいただき、円滑に議事を進められ、適切、妥当な議決に達せられるよう、最後まで慎重なるご審議をお願い申し上げます。開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

北村博司議長

それでは、会議を進めます。

ただいまの出席議員は17名であり、定足数に達しております。

なお、9番 奥村武生君から所用のため遅刻との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

北村博司議長

それでは、ただいまから平成24年12月紀北町議会定例会を開会いたします。

会期日程並びに議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

また、今期定例会において、議会放送番組収録のためZTV及び企画課職員による撮影、並びに報道関係者の撮影等を許可することにいたしております。

それでは、会期日程並びに議事日程を朗読いたさせます。

谷議会事務局長。

谷吉希議会事務局長

それでは、議事日程を朗読させていただきます。

平成24年12月紀北町議会定例会議事日程（第1号）

平成24年12月7日（金曜日）9時30分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 議案第59号 紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第6 議案第60号 紀北町役場庁舎移転に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第7 議案第61号 紀北町暴力団排除条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第62号 紀北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第63号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について
- 第10 議案第64号 平成24年度紀北町一般会計補正予算（第3号）
- 第11 議案第65号 平成24年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第66号 平成24年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第13 議案第67号 平成24年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）

以上でございます。

北村博司議長

これより本日の会議を開きます。

日程第1

北村博司議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員に、

6番 入江 康仁君

7番 家崎 仁行君

のご両名を指名いたします。

日程第2

北村博司議長

次に、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日12月7日から12月19日までの13日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から12月19日までの13日間とすることに決定いたします。

日程第3

北村博司議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る12月3日に議会運営委員会が開催され、本定例会にかかる運営等について協議が行われました。その確認事項等についてご報告申し上げます。

まず、付議事件であります。本定例会において提出され受理した案件は、人事案件が1件、条例制定が1件、条例改正案件が2件、契約案件が1件、補正予算案件が4件、計9件となっております。

次に、陳情・要望案件についてであります。全国福祉保育労働組合東海地方本部執行委員長、安藤光枝氏から、「福祉・保育労働者の処遇改善・人材確保に関する国への意見書採択についての陳情」と、国土交通労働組合中部地方協議会議長、杉本忠久氏他から、「国民の安全・安心を支える国土交通行政の体制・機能の充実に関する意見書の採択を求める陳情書」の提出がありました。

また、要望案件として三重弁護士会会長、村瀬勝彦氏他から「低所得者の成年後見制度の利用支援について」の要望書の提出がありました。

本陳情・要望については、町外からのものであることから、その扱いは、申し合わせのとおり、全議員に配付することに決定いたしております。

以上が、議会運営委員会の報告事項であります。

なお、陳情及び要望案件につきましては、各議員の棚に配付させていただきましたので、あわせてご報告申し上げます。

次に、一般質問についてであります。通告書の受付時間は、本日、午前8時30分から午後5時までとなっております。質問の要旨は具体的に記載することになっており、単なる質問項目のみで、要旨が具体的に記載されていない場合は受理しないこともありますので、ご注意をお願いします。

なお、午後5時に締め切りまして、通告書の確認をしたうえで、記載事項について不明確なものについては連絡をし、訂正をお願いすることもありますので、連絡があった場合は、直ちに対応できるようにしていただきたいと思っております。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長はじめ、大和教育委員長、井上監査委員、その他関係課長等の出席がありましたので、ご報告いたします。

なお、橋倉水道課長に代わりまして、上ノ坊水道課長補佐が出席することを許可しております。

次に、一部事務組合議会等の開催であります。三重紀北消防組合議会は、12月26日、水曜日、午前10時から開催。同じく12月26日、午後1時30分から紀北広域連合議会の開催。また、荷坂やすらぎ苑組合議会は、12月27日、木曜日、午前10時から開催の予定です。

次に、年末年始における行事予定であります。

12月11日から12月20日までの10日間で、年末交通安全県民運動が展開されます。運動の重点は、子どもと高齢者の交通事故防止、すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底、飲酒運転の根絶であります。町民一人ひとりが交通事故防止を自らの問題としてとらえ、交通安全の各種行事に参加するなど、交通安全意識を高め、交通事故防止に努めていただきたいと思います。

また、12月15日から27日までの13日間で、長島港前浜埠頭におきまして、恒例の「紀北町年末いきながしま港市」が開催されます。今年も関係者一同、一丸となって開催に取り組んでいるところと伺っております。町民の皆様、並びに議員におかれましてもイベント

が成功に終わりますよう、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

次に、1月4日、金曜日、午前10時から、海山多目的広場で消防出初式が開催されます。

また、1月13日、日曜日、午前10時30分から、東長島公民館で成人式が開催されます。
ご出席いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、常任委員会の開催についてであります。

10日から12日の3日間で、各常任委員会の開催を予定しております。開催日につきましては、それぞれの常任委員長において調整していただき、本日の会議の終わりに報告させていただきますと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4

北村博司議長

次に、日程第4 行政報告について、町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

本日は、定例会の開催要請をさせていただきましたところ、多数のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

早速ですが、本議会定例会にあたりまして、1件の行政報告をさせていただきます。

報告は寄付金についてでございます。

去る11月に、紀伊長島区ご出身で、現在、神奈川県に在住の岩崎幸雄様より、ふるさと寄付金100万円をいただきました。岩崎様におかれましては、平成20年度から毎年度ご寄付をしていただいております。心より感謝申し上げますとともに、その趣旨に沿い、今後、有効に活用させていただきたいと存じますので、ここにご報告を申し上げます。

以上、ご報告いたしまして、12月定例会にあたりましての行政報告とさせていただきます。

北村博司議長

以上で、行政報告を終わります。

日程第5

北村博司議長

それでは、議案の審議に入ります。

お諮りします。

議案第59号の審議にあたりましては、人事案件であるため、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本会議において審議することといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

異議なしと認めます。

したがいまして、議案第59号については、委員会への付託を省略し、直ちに本会議で審議することに決定いたします。

北村博司議長

日程第5 議案第59号 紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明及び内容説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本日、本議会定例会に上程をいたしました人事案件について、提案理由をご説明申し上げます。

議案第59号 紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。前教育委員会委員の柏屋由紀子氏が、本年11月28日をもって任期満了となりましたので、新たに紀伊長島区島原2955番地1、村島佳子氏を任命いたしたく、同意を求めるものであります。

柏屋由紀子氏におかれましては、平成20年11月29日に就任していただいてから4年間にわたり、教育委員会委員として、教育行政に多大なご尽力を賜りましたことを、厚く御礼

を申し上げます。

村島佳子氏につきましても、人格が高潔で、教育、学術及び児童福祉に関し優れた識見を有する方であることから、適任であると判断したものであります。

人事案件につきましては、この1件であります。ご審議のうえ、ご同意を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

北村博司議長

以上で、議案の説明を終わります。

これから質疑に入ります。

質疑される方はございませんか。

(発 言 する 者 な し)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発 言 する 者 な し)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発 言 する 者 な し)

北村博司議長

以上で、討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第5 議案第59号につきまして、原案のとおり同意することに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

北村博司議長

賛成全員です。

したがいまして、議案第59号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第6～日程第13

北村博司議長

お諮りします。

日程第6 議案第60号から、日程第13 議案第67号までの8件につきましては、提案者から提案理由並びに内容説明を求めるため、一括して説明を求めることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

異議なしと認めます。

したがって、議案8件につきましては、一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定いたします。

それでは、最初に提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほどの人事案件につきましては、ご同意を賜りありがとうございました。引き続きまして、各議案の提案理由について、ご説明を申し上げます。

議案第60号 紀北町役場庁舎移転に伴う関係条例の整備に関する条例であります。紀北町役場の位置を、海山区相賀495番地8から紀伊長島区東長島769番地1に変更するにあたり、関係する条例の一部を改正する必要性が生じたので、議会の議決を求めるものでございます。

議案第61号 紀北町暴力団排除条例の一部を改正する条例であります。暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第62号 紀北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例であります。廃棄物の処理費及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第63号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結についてであります。三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の国及び県補助金の追加があったことに伴い、当該事業の変更委託事業契約を締結する必要性が生じたので、紀北町議

会の議決に付すべき契約及び財産の所得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第64号 平成24年度紀北町一般会計補正予算（第3号）であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,971万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ105億5,228万3,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第65号 平成24年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ462万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ29億2,992万円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第66号 平成24年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ19万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ5億1,554万1,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第67号 平成24年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）であります。収益的支出につきまして、水道事業費用14万4,000円を減額し、総額を3億7,784万5,000円とし、資本的収支につきましては220万円を追加し、総額を1億8,524万7,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

以上、8件の議案をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明をいたさせます。何とぞ慎重審議のうえ、ご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

北村博司議長

続いて、各議案の内容説明を求めます。

まず、議案第60号の説明を求めます。

中場総務課長。

中場幹総務課長

おはようございます。

それでは、議案書の3ページからお願いいたします。

議案第60号 紀北町役場庁舎移転に伴う関係条例の整備に関する条例

紀北町役場庁舎移転に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成24年12月7日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

紀北町役場の位置を、海山区相賀495番地8から紀伊長島区東長島769番地1に変更するにあたり、関係する条例を改正する必要性が生じたためでございます。

この議案によりまして、4つの条例を改正させていただきたいというものでございます。4ページをお願いいたします。

4ページは第1条、第2条、第3条、第4条で、それぞれの条例を改正する改正文でございます。

第1条におきまして、紀北町公告式条例の一部改正を。

第2条におきまして、紀北町総合支所条例の一部改正を。

第3条におきまして、紀北町紀伊長島区都市計画山本土地区画整理事業施行条例の一部改正を。

第4条におきまして、地域自治区の設置に関する協議書に定められた事項を変更する条例の一部を改正いたしております。

6ページから9ページをご覧いただきたいと思います。まず6ページは、紀北町公告式条例の新旧対照表でございます。右が旧、左が新でございます。

第2条関係の別表の改正を行っております。本条例第2条第2項に、条例の公布は別表の掲示場に掲示して、これを行うと規定しており、これまで町内9カ所の掲示場を指定しておりました。本庁舎の移転に伴い、現在の紀伊長島総合支所掲示場と、東長島公民館掲示場を削除するとともに、現在の役場掲示場を海山総合支所掲示場とし、新本庁舎の掲示場として紀伊長島区東長島769番地1に、新たに追加いたします。このことから、改正後は8カ所の掲示場となります。

なお、附則によりまして、平成25年1月4日から施行することとさせていただいております。

続きまして、7ページをお願いいたします。

7ページは、紀北町総合支所条例の新旧対照表で、これまで紀北町紀伊長島総合支所を紀伊長島区長島2141番地に設置し、所管区域を紀伊長島区としていたものを、本庁舎の移転に伴いまして廃止し、現在の本庁舎を紀北町海山総合支所とし、所管区域を海山区とするものであります。

附則によりまして、平成25年1月4日から施行することとしております。

次に、8ページでございます。

8 ページは、紀北町紀伊長島区都市計画山本土地区画整理事業施行条例の新旧対照表で、第5条に規定しております、紀北町紀伊長島区都市計画山本土地区画整理事業の事務所の所在地を本庁舎の移転に伴いまして、これまで海山区相賀495番地8から、紀伊長島区東長島769番地1の新本庁舎に変更するものでございます。

なお、附則により、平成25年1月4日から施行することとさせていただいております。

続きまして、9ページをお願いいたします。

9ページは地域自治区の設置に関する協議書に定められた事項を変更する条例の新旧対照表でございます。

第2条において、地域自治区の事務所の変更について、表名称の欄中、「紀北町海山総合支所」を「紀北町役場」に変更すると規定しているものを、表1の欄中、「長島2141番地」を「東長島769番地1」の新本庁舎に変更するものであります。また、表名称の欄中、紀北町紀伊長島総合支所を紀北町役場に、紀北町役場を紀北町海山総合支所にするものでございます。

少し加えてご説明をさせていただきますと、合併当時の地域自治区の設置に関する協議書におきましては、紀伊長島区の区域を所管とする地域自治区の事務所は、紀伊長島区長島2141番地の紀伊長島総合支所に、海山区の区域を所管とする地域自治区の事務所は海山区相賀495番地8の海山総合支所としておりました。

紀北町総合支所条例の一部を改正し、平成19年4月1日から海山総合支所を廃止してから、これまで、海山区の地域自治区の事務所は、紀北町役場とさせていただいておりました。本庁舎の移転に伴い紀伊長島区の地域自治区の事務所は、新本庁舎の紀北町役場とし、海山区の地域自治区の事務所は海山総合支所とするものでございます。

なお、附則により、平成25年1月4日から施行させていただきたいというものでございます。

以上、議案第60号の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

入江議員。

6番 入江康仁議員

先ほどね、町長の提案理由の説明の中で、町長。議案第67号に関してですね、2行目の

資本的収入につきましてのところを、収支ということで、提案理由を述べておるんですけど、収支と収入は、全然、意味が違うんですね、それがあれやったら、議事録にも載っていると思うんで、訂正をしていただいたほうが良いのではないかと思います。

北村博司議長

ちょっとお待ちくださいね。

はい、わかりました。それでは、議事進行にお答えいたします。

どうも誤って読んだようですので、訂正いたさせます。

尾上町長。

尾上壽一町長

私のほうもですね、執行部のほうで聞かせていただきましたら、間違えて読ませていただいたということですので、訂正をさせていただきます。

資本的収入のところを、資本的収支と読み間違えておりますので、資本的収入につきましては、に変更をお願いいたしたいと思います。以上です。

北村博司議長

よろしいですね。

次に、議案第61号についての内容説明を求めます。

五味危機管理課長。

五味啓危機管理課長

それでは、議案第61号の内容について、ご説明をいたします。

議案書の10ページをご覧ください。

議案第61号 紀北町暴力団排除条例の一部を改正する条例

紀北町暴力団排除条例（平成23年紀北町条例第2号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成24年12月7日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

暴力団による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため。

今回の法律の改正、一部改正における本条例に関連する部分は、国及び地方公共団体並びに事業者の責務が一括されて規定されていた法律が、国及び地方公共団体の責務と、事業者の責務に分割し、規定が1条追加されました。このため、本条例において同法を引用

しているため、条項番号のズレを改正するものであります。

内容につきましては、新旧対照表の12ページについて、ご説明いたします。右が旧条例、左が新条例でございます。

旧条例第2条第1項第4号中の引用しております、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条の2第1項の規定を、新条例第32条の3第1項に改正するものであります。この条例につきましては、公布の日から施行するというところでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

北村博司議長

次に、議案第62号についての内容説明を求めます。

井谷環境管理課長。

井谷哲環境管理課長

それでは、議案第62号 紀北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。

議案書の13ページをお願いします。

議案第62号 紀北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

紀北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年紀北町条例第92号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成24年12月7日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の施行による廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

今回の一部改正は、市町村が設置する一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格に関する条例委任事項が、平成24年4月1日に施行されたことに伴い、同施行日から起算して、1年を超えない期間内において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第3項の規定に基づいて本条例の一部を改正することとなったものであります。

14ページは改正文であります。詳細につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、議案書の15ページをご覧ください。右が旧条例、左が新条例でございます。右側の旧条例の第25条を新条例では第26条に改め、第26条の前に第25条を加えるものであります。

新条例の第25条は、一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格の規定で、町が設置する一

般廃棄物処理施設におく技術管理者の資格を定めたものでございます。

1号につきましては、技術士法に基づく者。

2号につきましては、技術士法に基づくものであって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。

3号につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の17第2号に掲げる者。

4号につきましては、前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると町長が認める者であることと規定しております。

附則につきましては、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で、議案第62号 紀北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についての内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

北村博司議長

次に、議案第63号についての内容説明を求めます。

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

それでは、三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について、ご説明申し上げます。

議案書の16ページをお願いいたします。

議案第63号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について

次のとおり変更委託事業契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

1. 契約の目的 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業（平成24年度分）
2. 契約の方法 随意契約
3. 契約の金額
（変更前）1億4,175万円
うち三浦漁港海岸分 1億1,025万円
うち矢口漁港海岸分 3,150万円
（変更後）1億7,955万円
うち三浦漁港海岸分 1億1,025万円

うち矢口漁港海岸分 6,930万円

4. 契約の相手方 津市広明町13番地

三重県

三重県知事 鈴木英敬

平成24年12月7日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業について、国及び県補助金の追加に伴う変更委託事業契約の締結にあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決が必要であるため。

それでは、内容について説明させていただきます。

まず、最初に、今回提案させていただいております変更契約につきましては、国及び県補助金の追加に伴い、平成24年8月8日、平成24年第3回紀北町臨時会においてお認めいただいた三重県との委託事業契約の金額が変更となるため、議会の議決が必要となったことによるものでございます。

それでは、資料の説明に入らせていただきます。17ページをお願いいたします。

平成24年度における三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約における変更前、変更後の対照表でございます。上の表が契約額の変更前、変更後の対照表でございます。

三浦漁港海岸事業費につきましては、今回は変更がございません。

矢口漁港海岸事業費につきましては、変更前が3,000万円、変更後が6,600万円となり、3,600万円の増額でございます。

事務費につきましては、変更前150万円、変更後が330万円となり、180万円の増額となるものでございます。

三浦漁港海岸、矢口漁港海岸の合計といたしまして、変更前1億4,175万円、変更後1億7,955万円となり、3,780万円の増額となり、この金額により三重県との委託事業契約を変更しようとするものでございます。

続きまして、下の表、事業概要の変更前、変更後の対照表でございます。三浦漁港海岸につきましては、今回、変更はございません。しかし、現在、工事を進めているところでございますので、最終的に精算に伴う変更が生じる見込みであり、その際には、改めて議

会の議決が必要となりますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、矢口漁港海岸でございます。

平成24年度においては、地質調査業務と用地測量を予定しておりましたが、平成23年度繰越事業との関係で、平成24年度は設計業務の一部と用地測量を行うこととなりました。地質調査業務につきましては、平成23年度繰越事業ですべて完了することができましたので、今回の変更でなしになったものでございます。これら測量試験費の精算見込みとあわせて今回の増額変更で、もっとも大きな部分を占めるのが堤防工の追加でございます。

当初、平成24年度での工事着手はできませんでしたが、今回の国県の補助金の追加により、工事着手が可能となったものでございます。これにより堤防工90mを5,500万1,000円により予定することとなったものでございます。

施行期間につきましては、現時点では平成24年8月8日から平成25年3月31日までとしております。

続きまして、18ページをお願いいたします。

矢口漁港海岸の平面図でございます。先ほど申し上げました、平成24年度に着手する堤防工の予定箇所を示しております。図面、向かって右側の町営住宅矢口白越団地前の部分、約90mを予定しております。

続きまして、19ページをお願いいたします。

堤防工の標準断面図でございます。この図面は基本的に堤防全面が陸になっている箇所の図面でございます。この図面につきましては、現在、設計作業の途中でございまして、これから解析作業またコスト比較等の詳細な設計作業を進めるうえで変更されることが予想されますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。基本的に、現在の設計では地質調査等の結果から、当初、懸念していた液状化、円弧滑り等の心配は少ないとのこととございまして、基礎工につきましても8m程度の鋼矢板で対処が可能であるとのこととでございます。

また、堤防の天端高につきましては、津波高さ等の関係から既存堤防高より1.5m高くする予定でございます。この図面の高さ表示につきましては、標高での表示とさせていただいております。また、参考までに括弧書きで従来のDLと呼ばれる工事基準面を基準とした高さ表示をさせていただいております。

議案第63号についての説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

北村博司議長

次に、議案第64号についての内容説明を求めます。

堀財政課長。

堀秀俊財政課長

それでは、議案第64号 平成24年度紀北町一般会計補正予算（第3号）の内容につきまして、説明をさせていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成24年度紀北町一般会計補正予算（第3号）

平成24年度紀北町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,971万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億5,228万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成24年12月7日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、5ページをご覧ください。

第2表 債務負担行為補正、追加であります。

紀北町グループウェアシステム利用契約につきまして、限度額832万6,000円を追加するものであります。

6ページをご覧ください。

第3表 地方債補正、変更であります。過疎対策事業を3億7,810万円から100万円減額し、3億7,710万円に。また臨時財政対策債を4億円から2,360万円減額し、3億7,640万円に変更するものであります。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

9ページをご覧ください。

第2款・地方譲与税、第3項、第1目・地方道路譲与税は、旧法分の精算により1,000

円を増額するものであります。

第8款、第1項、第1目・地方特例交付金は614万9,000円を減額し、485万1,000円とするものであります。交付額決定に基づく減額であります。

第9款、第1項、第1目・地方交付税は1億2,215万5,000円を増額し、41億5,415万5,000円とするものであります。普通交付税の交付額決定に基づく増額であります。

10ページをご覧ください。第13款・国庫支出金、第1項・国庫負担金、第1目・民生費負担金は1,145万7,000円を減額し、4億4,072万7,000円とするものであります。国民健康保険基盤安定事業費負担金の決定に伴う4万4,000円の減と、障害者自立支援給付費負担金1,370万円の増、障害者医療費負担金275万8,000円の増、子ども手当等負担金2,787万1,000円の減につきましては、それぞれ事業の実績見込みによるものであります。

第14款・県支出金、第1項・県負担金、第2目・民生費負担金は、1,035万1,000円を増額し2億8,417万3,000円とするものであります。国民健康保険基盤安定事業費負担金の決定に基づく50万9,000円の減と、障害者介護給付費負担金685万円の増は、障害者通所サービス利用促進事業が、障害者介護・訓練等給付事業に統合されましたことによる補助金から負担金への振り替えによる増等であります。厚生医療費負担金137万9,000円の増、子ども手当等負担金263万1,000円の増は、いずれも事業の実績見込みによるものであります。

11ページをご覧ください。第2項・県補助金、第2目・民生費補助金は323万9,000円を減額し、1億4,651万6,000円とするものであります。心身障害者医療費補助金47万5,000円の増、一人親家庭等医療費補助金29万円の増につきましては、それぞれの事業の実績見込みによるものであります。障害者自立支援特別対策事業費補助金400万4,000円の減につきましては、負担金への振替分を含む事業の実績見込みに基づくものであります。

第4目・農林水産業費補助金は291万円を減額し、1億2,894万4,000円とするものであります。造林事業費補助金691万円の減と、森林環境創造事業補助金400万円の増によるものであります。

第7目・消防費補助金は159万7,000円を増額し、3,631万1,000円とするものであります。地域減災力強化推進補助金の増で、各小学校、幼稚園に緊急地震速報受信のための戸別受信機購入に充当するものであります。

第3項・委託金、第1目・総務費委託金は7万2,000円を増額し、4,581万3,000円とするものであります。海区漁業調整委員選挙の執行委託金の決定によるものであります。

12ページをご覧ください。第17款・繰入金、第1項・基金繰入金、第19目・住民生活に

光をそそぐ基金繰入金は188万1,000円を増額し、1,312万8,000円とするものであります。教育費の住民生活に光をそそぐ交付金事業に充当するため、基金繰入を行うものであります。

第19款・諸収入、第5項・雑入、第5目・過年度収入は、新たに367万8,000円を増額するものであります。福祉保健関係の前年度国県支出金の精算によるものであります。

第6目・雑入は833万2,000円を増額し、6,109万4,000円とするものであります。台風16号、17号の被害等による町有財産建物災害共済保険金29万3,000円、紀北広域連合負担金の前年度精算金803万9,000円の増額によるものであります。

13ページをご覧ください。第20款、第1項・町債、第7目・消防債は、100万円を減額し、8,320万円とするものであります。消防ポンプ自動車整備、資機材搬送車整備にかかる三重紀北消防組合の事業費確定に伴う、過疎対策事業債の減によるものであります。

第10目・臨時財政対策債は2,360万円を減額し、3億7,640万円とするものであります。発行可能額の決定による減額であります。

以上で、歳入予算の説明を終わらせていただきます。

続いて、歳出予算を説明させていただきます。14ページをご覧ください。

第1款、第1項、第1目・議会費は21万9,000円を減額し、1億1,748万円とするものであります。職員人件費の減額であります。今回の人件費の補正につきましては、人事異動に伴う精査と共済組合の負担金の精査見込みによる減であります。なお、人件費の補正による増減につきましては、他の科目につきましても同内容でありますので、詳細な説明は省略させていただきます。

15ページをご覧ください。第2款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費は2,618万9,000円を増額し、12億6,503万1,000円とするものであります。特別職及び職員の人件費、嘱託職員と賃金の精査による増減のほか、総合住民情報システム運営事業で、庁舎移転に伴う総合住民情報システム関係の委託料等65万2,000円の増、海難事故対策事業179万2,000円の増は、去る9月24日発生の堀栄丸衝突海難事故への対応に要した経費を増額するものであり、外湾漁協との微調整経費を除き必要額を計上しております。

16ページをご覧ください。第2目・文書広報費は42万円を増額し、6,285万5,000円とするものであります。CATV行政放送事業費の増額によるものであります。

第5目・財産管理費は7,671万8,000円を増額し、4億9,030万6,000円とするものであります。庁舎管理事業で新庁舎分の管理経費等279万7,000円の増と、地区集会所の修繕料16

万5,000円の増、基金管理事業で財政調整基金3,375万6,000円、減債基金4,000万円、あわせて7,357万6,000円の積立金を増額するものであります。

第12目・諸費は150万円を増額し、747万6,000円とするものであります。町税にかかる還付金の増額であります。

17ページをご覧ください。第2項・徴税費、第1目・税務総務費は308万3,000円を増額し、8,681万8,000円とするものであります。職員人件費の精査による増であります。

18ページをご覧ください。第3項、第1目・戸籍住民基本台帳費は、643万6,000円を減額し、5,870万円とするものであります。職員人件費の精査による減と窓口関係事業6万4,000円、戸籍電算管理事業62万6,000円、住民基本台帳ネットワークシステム運営事業62万1,000円の増は、いずれも庁舎移転による回線の移設等に伴うものであります。

19ページをご覧ください。第4項・選挙費、第1目・選挙管理委員会費は1万8,000円を減額し、793万2,000円とするものであります。職員人件費の精査による減であります。

第5目・農業委員選挙費は177万8,000円を減額し、23万9,000円とするものであります。事業費の精算に伴う減額であります。

第11目・海区漁業調整委員選挙費は、7万2,000円を増額し、219万1,000円とするものであります。事業の精算に伴う増額であります。

20ページをご覧ください。第3款・民生費、第1項・社会社会福祉費、第1目・社会福祉総務費は、756万4,000円を増額し、6億4,407万6,000円とするものであります。職員人件費の精査による増のほか、国民健康保険基盤安定事業負担金等の決定及び人件費国保分の精査に伴う国民健康保険事業特別会計繰出金864万5,000円の減、紀北広域連合への運営事業負担金1,010万円の増によるものであります。

第3目・身体障害者福祉費は、2,852万円を増額し、4億2,992万9,000円とするものであります。障害者地域生活援助事業のうち、障害者通所サービス利用促進事業分が、障害者介護・訓練等給付事業に振り替わったことを含めまして、それぞれ事業の実績見込みに基づく扶助費の増減によるものであります。

21ページをご覧ください。第4目・国民年金事務費は21万円を増額し、1,347万8,000円とするものであります。職員人件費の精査による減と、国民年金適用関連届書の電子化に伴うシステム改修委託料63万円の増額によるものであります。

22ページをご覧ください。第2項・老人福祉費、第1目・老人福祉総務費は407万4,000円を増額し、5億3,069万9,000円とするものであります。地域支援事業の介護予防事業で、

前年度受託事業精算に伴う返還金387万6,000円の増と、職員人件費の精査等による後期高齢者医療特別会計繰出金19万8,000万の増によるものであります。

第2目・養護老人ホーム費は9万1,000円を増額し、8,915万2,000円とするものであります。職員人件費の精査による増であります。

23ページをご覧ください。第3項・児童福祉費、第2目・保育所費は15万1,000円を増額し、3億8,033万6,000円とするものであります。職員人件費の精査による減のほか、志子保育所管理運営事業費で修繕料7万8,000円の増、児童保育事業で償還金9万6,000円の増によるものであります。

第3目・児童措置費は2,228万2,000円を減額し、2億2,496万1,000円とするものであります。子ども手当等の支給の実績見込みに基づく減であります。

第4目・母子福祉費は58万1,000万円を増額し、4,643万9,000円とするものであります。一人親家庭等医療費助成事業の実績見込みによる増であります。

24ページをご覧ください。第4款・衛生費、第1項・保健衛生費、第1目・保健衛生総務費は639万3,000円を減額し、1億1,668万9,000円とするものであります。職員人件費の精査による減であります。

25ページをご覧ください。第2項・清掃費、第1目・清掃総務費は、104万9,000円を減額し、1億6,484万8,000円とするものであります。職員人件費の精査による減であります。

第3目・し尿処理費は1,404万9,000円を増額し、7,181万3,000円とするものであります。クリーンセンターの修繕料の増額によるものであります。

26ページをご覧ください。第5款・農林水産業費、第1項・農業費、第1目・農業委員会費は97万6,000円を減額し、762万4,000円とするものであります。職員人件費の精査による減であります。

第2目・農業総務費は、46万3,000円を減額し、5,212万4,000円とするものであります。職員人件費の精査による減であります。

27ページをご覧ください。第2項・林業費、第1目・林業総務費は72万6,000円を増額し、2,711万5,000円とするものであります。職員人件費の精査による増であります。

第3目・林業施設費は、500万円を増額し、1,539万円とするものであります。森林環境創造事業の事業費の増によるものであります。

第4目・町有林造成費は、967万4,000円を減額し、6,632万9,000円とするものであります。職員人件費の精査による増と町有林造成事業で、施業計画の変更等に伴う972万1,000

円の減によるものであります。

28ページをご覧ください。第3項・水産業費、第1目・水産業総務費は81万4,000円を減額し、1,604万8,000円とするものであります。職員人件費の精査による減であります。

第2目・水産業振興費は、10万2,000円を増額し、1,521万8,000円とするものであります。漁業対策事業で漁業共済赤潮特約事業補助金の実績見込みに基づく増であります。

第3目・漁港管理費は、101万1,000円を増額し、2億5,854万8,000円とするものであります。台風による漁港内流木処理及び堆積土砂撤去経費等の増であります。

29ページをご覧ください。第6款、第1項・商工費、第1目・商工総務費は、158万8,000円を減額し、5,489万2,000円とするものであります。職員人件費の精査による減であります。

第3目・観光費は、437万4,000円を増額し、1億1,961万円とするものであります。観光活性化対策事業で、熊野古道馬越峠の案内看板設置に52万5,000円の増、温泉施設管理運営事業で古里温泉の燃料費及び光熱水費238万4,000円の増、観光振興推進事業高速道路延伸関連で事業委託料146万5,000円の増によるものであります。

30ページをご覧ください。第7款・土木費、第1項・土木管理費、第1目・土木総務費は1,118万5,000円を減額し、1億18万1,000円とするものであります。職員人件費の精査による減であります。

31ページをご覧ください。第2項・道路橋りょう費、第1目・道路橋りょう総務費は、2万円を減額し、1,438万3,000円とするものであります。職員人件費の精査による減であります。

32ページをご覧ください。第5項・都市計画費、第1目・都市計画総務費は、347万9,000円を増額し、1,403万4,000円とするものであります。職員人件費の精査による増であります。

33ページをご覧ください。第8款、第1項・消防費、第1目・常備消防費は、598万7,000円を減額し、4億4,487万5,000円とするものであります。三重紀北消防組合の職員人件費等の精査による負担金の減額であります。

第2目・非常備消防費は、39万8,000円を増額し、3,549万8,000円とするものであります。消防団員福祉共済掛金の決定に伴う増であります。

第4目・水防費は、8万8,000円を増額し、718万3,000円とするものであります。台風17号等による警戒出動報酬の精査による増であります。

第5目・災害対策費は、599万6,000円を増額し、1億6,648万5,000円とするものであります。災害対策事業で台風17号の警戒出動に伴う職員時間外勤務手当等123万円7,000円の増と、防災行政無線管理事業で防災行政無線設備機能強化の委託料475万9,000円の増によるものであります。

34ページをご覧ください。第9款・教育費、第1項・教育総務費、第2目・事務局費は231万8,000円を減額し、7,701万7,000円とするものであります。職員人件費及び嘱託職員賃金の精査による増減であります。

35ページをご覧ください。第2項・小学校費、第1目・学校管理費は、229万7,000円を増額し、1億4,266万5,000円とするものであります。各小学校内に緊急地震速報受信のための防災行政無線戸別受信機を設置するための経費の増であります。

36ページをご覧ください。第3項・中学校費、第1目・学校管理費は、75万円を増額し、5,820万1,000円とするものであります。各中学校内に緊急地震速報受信のための防災行政無線戸別受信機を設置するための経費の増であります。

37ページをご覧ください。第4項、第1目・幼稚園費は、179万6,000円を減額し、9,907万円とするものであります。職員人件費及び嘱託職員等賃金の精査による増減と、小中学校と同様に、各幼稚園内への戸別受信機を設置するための経費14万9,000円の増によるものであります。

38ページをご覧ください。第5項・社会教育費、第1目・社会教育総務費は、261万7,000円を増額し、1億5,988万1,000円とするものであります。職員人件費の精査による増と、住民生活に光をそそぐ交付金事業、生涯学習関係につきましては、基金繰入金の充当による財源更正であります。

第2目・公民館費は、67万8,000円を増額し、3,055万円とするものであります。紀伊長島区、海山区、それぞれ公民館の修繕と管理経費の増によるものであります。

39ページをご覧ください。第6項・保健体育費、第2目・給食施設費は、66万9,000円を増額し、1億897万6,000円とするものであります。職員人件費の精査による増であります。

第3目・体育施設費は、30万円を増額し、1,513万7,000円とするものであります。旧尾鷲高校長島分校跡地の生涯学習施設の電気料を増額するものであります。

40ページをご覧ください。第11款、第1項・公債費、第1目・元金は、43万6,000円を増額し、13億2,210万2,000円とするものであります。長期債償還元金の精査によるものであります。

第2目・利子は、1,943万5,000円を減額し、1億5,400万5,000円とするものであります。前年度借入額、借入利率確定による長期債償還金利子の精査によるものであります。

引き続き42ページをご覧ください。地方債の残高の見込みに関する調書であります。次の43ページの合計欄をご覧ください。前年度末現在高は118億9,458万6,000円でありまして、当該年度中、起債見込額が今回の補正後で21億4,290万円、当該年度中の元金償還見込額が、今回の補正後で13億7,263万8,000円であり、その結果、当該年度末現在高見込額は126億6,484万8,000円となる見込みであります。

続きまして44ページをご覧ください。給与費明細書であります。1の特別職につきましては、長等は精算見込みによる共済費7万8,000円の減、その他の特別職では消防団員の警戒出動報酬増と、農業委員選挙の投開票立会人等報酬の減により63万1,000円の減、特別職合計では70万9,000円の減額となり、補正後の総額は1億5,367万4,000円となります。

45ページをご覧ください。2の一般職につきましては、人事異動等に伴う精査により、給料が284万5,000円の増、同じく人事異動等によるもの、また海難事故に対する支援、台風17号等の警戒出動に対する時間外勤務手当等の精査により、職員手当が349万4,000円の増、精算見込みによる共済費179万5,000円の増、合計で813万4,000円の増額となり、補正後の総額としましては、12億7,217万8,000円となります。

以上で、平成24年度紀北町一般会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

北村博司議長

11時まで、休憩いたします。暫時休憩。

(午前 10時 46分)

北村博司議長

休憩前に引き続いて、会議を開きます。

(午前 11時 00分)

北村博司議長

先ほど、議案第64号の説明の中で、訂正する部分の申し出がございましたので、財政課長より訂正いたさせます。

堀財政課長。

堀秀俊財政課長

失礼します。先ほどですね、一般会計の補正予算第3号の説明の中で、16ページでございます。16ページのところの基金管理事業の説明をさせてもらった時に、金額を少し間違っていて、説明してしまいましたので、訂正をお願いしたいと思います。財政調整基金が3,375万6,000円、減債基金が4,000万円、あわせて正しくは7,375万6,000円の積立金を増額するというところを、7,357万6,000円と数字を入れ替えて読み間違えてしまいましたので、ご訂正をお願いいたします。申し訳ありませんでした。

北村博司議長

次に、議案第65号と議案第66号についての内容説明を求めます。

工門住民課長。

工門利弘住民課長

それでは、議案第65号 平成24年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の内容につきまして、ご説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成24年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成24年度紀北町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ462万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億2,992万円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年12月7日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入からご説明させていただきます

すので、6ページをご覧ください。

第5款、第1項、第1目ともに療養給付費交付金につきましては、1,326万5,000円を増額して、2億1,340万9,000円とさせていただくものでございますが、社会保険診療報酬支払基金から交付される退職者医療交付金の平成24年度概算額の決定及び平成23年度交付額の確定に伴うものでございます。

第10款・繰入金、第1項・他会計繰入金、第1目・一般会計繰入金につきましては、864万5,000円を減額して、1億5,336万1,000円とさせていただくものでございます。

第1節・保険基盤安定繰入金（保険料軽減分）は、一般被保険者の低所得者に対する保険料軽減分の繰り入れですが、金額の決定に伴い69万7,000円を減額するもので、第3節・職員給与費等繰入金は、人件費の繰り入れにかかるものですが、本年4月の人事異動及び共済組合負担金率の確定に伴うものであり、200万1,000円を減額するものでございます。

また、第5節・財政安定化支援事業繰入金586万円の減額及び、第7節・保険基盤安定繰入金（保険者支援分）8万7,000円の減額は、ともに金額の決定により、補正するものでございます。

続きまして、歳出のご説明させていただきますので、8ページをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費につきましては、197万3,000円を減額して、3,785万円とさせていただくものでありますが、本年4月人事異動等に伴う職員人件費200万1,000円の減額及び一般事務事業で、平成23年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の返還金2万8,000円を増額させていただくものでございます。

9ページをご覧ください。第2款・保険給付費、第1項・療養諸費、第1目・一般被保険者療養給付費及び第3目の一般被保険者療養費は、一般被保険者高額療養費の決算見込額の変更に伴い財源を更正させていただくものでございます。また、第2目・退職被保険者等療養給付費953万2,000円の増額及び第4目・退職被保険者等療養費6万4,000円の増額は、それぞれの決算見込額の変更と、療養給付費交付金の決定及び退職被保険者等高額療養費の決算見込額の変更による予算の増額と財源更正でございます。

10ページの第2項・高額療養費、第1目・一般被保険者高額療養費644万3,000円の増額及び第2目・退職被保険者等高額療養費383万7,000円の増額は、決算見込み額の変更に伴うものと、先ほどと同様に、第2項全体の財源を更正させていただくものでございます。

11ページをご覧ください。第3款及び第1項が後期高齢者支援金と、第1目が後期高齢者支援金と、12ページの第6款、第1項、第1目ともに介護納付金につきましても、同様

に財源を更正させていただくものでございます。

13ページをご覧ください。第9款及び第1項が基金積立金、第1目が財政調整基金積立金につきましては、1,328万3,000円を減額して、2,260万3,000円とさせていただくものがありますが、国民健康保険事業特別会計の歳入歳出を精査した結果、補正させていただくものでございます。

以上で、議案第65号 平成24年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）のご説明を終わります。

工門利弘住民課長

続きまして、議案第66号の平成24年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の内容につきまして、ご説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成24年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成24年度紀北町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,554万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年12月7日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、前後いたしますが、歳出からご説明いたしますので、まず7ページをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費につきましては、19万8,000円を増額して、944万2,000円とさせていただくものですが、共済組合負担金率の確定による職員1名分の人件費2万2,000円の減額と、三重県後期高齢者医療広域連合の電算システムが5年で更新になることに伴い、窓口用の端末2台とプリンター1台を購入するにあたり、22万円を増額するものでございます。

次に、歳入でございますが、6ページにお戻りください。第4款・繰入金、第1項・一般会計繰入金、第1目・事務費繰入金につきましては、19万8,000円を増額して、3億439

万1,000円とさせていただくものですが、先ほど歳出で、ご説明いたしました経費につきまして、不足する19万8,000円を一般会計から繰り入れようとするものでございます。

以上で、議案第66号 平成24年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）のご説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

北村博司議長

次に、議案第67号についての内容説明を求めます。

上ノ坊水道課長補佐。

上ノ坊健二水道課長補佐

それでは、議案第67号 平成24年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明をさせていただきます。

1ページをお願いいたします。

平成24年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成24年度紀北町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条 平成24年度紀北町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（支出）第1款 水道事業費用は14万4,000円を減額し、3億7,784万5,000円に、その内訳は、第1項・営業費用は216万9,000円を減額して2億2,755万9,000円に、第3項・簡易水道営業費用は202万5,000円を増額して9,930万6,000円にするものです。

（資本的収入）

第3条予算第4条本文括弧書きを、（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億6,590万2,000円は損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）に改め、資本的収入の予定額を、次のとおり補正する。

（収入）

第1款 資本的収入に220万円を増額し、1億8,524万7,000円に、その内訳は、第3項・企業債に220万円を増額し、1億710万円にするものです。

2ページをお願いいたします。

（企業債）

第4条 予算第5条に定めた限度額を、次のように改める。簡易水道事業債と過疎対策事業債ともに110万円ずつ増額して、簡易水道事業債は5,370万円に、過疎対策事業債は5,340万円に、起債の方法は証書借入とし、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりであります。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第5条 予算第8条中(1)職員給与費「8,211万4,000円」を「7,818万円」に改める。

平成24年12月7日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、16ページからの平成24年度紀北町水道事業会計補正予算(第1号)実施計画説明書で、説明をさせていただきます。

16ページをお願いいたします。収益的支出の支出ですが、第1款・水道事業費用は、14万4,000円を減額して、3億7,784万5,000円にするものです。

第1項・営業費用は上水道にかかる費用ですが、第1目の原水及浄水費の251万1,000円の増額は、水源地電気代の増によるものですが、これは浄水、水源地トータルの使用電力料自体は、予算算出の基礎の前年実績並みであります。電気料金計算単価等が値上がりしたことに伴い、電気代が増加したことによるものです。

第2目の配水及給水費の18万9,000円の増額につきましては、上水道施設電気代の増によるものですが、これも同じく電気料金計算単価等が、値上がりしたことに伴い電気代が増加したことによるものです。

第3目の総係費の486万9,000円の減額は、職員の異動に伴う減と大雨等によって発生した水源地の濁り対策や、漏水事故等に対応するために要した時間外勤務手当の増によるものであります。

17ページをお願いいたします。第3項・簡易水道営業費用、第1目・原水及び浄水費の157万2,000円の増額は、水源地電気代の増によるものですが、これも浄水施設と同じく電気料金計算単価等が値上がりしたことに伴い、電気代が増加したことによるものです。

第3目・総係費の45万3,000円の増額は、これも浄水と同じく、水源地の濁り対策や漏水事故等に対応するために要した時間外勤務手当の増や共済組合負担金の負担率の確定に伴う共済組合負担金の減によるものであります。

18ページをお願いいたします。資本的収入の収入ですが、1款・資本的収入は220万円を増額し、1億8,524万7,000円にするもので、その内訳は、3項・企業債、1目・企業債で、

簡易水道事業債と過疎対策事業債ともに110万円ずつ増額するもので、事業としましては、古里、道瀬簡易水道統合整備事業等の財源としまして、企業債を増額するものであります。

以上で、水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わります。審議のほどよろしくお願いたします。

北村博司議長

以上で、議案に対する提案理由並びに内容説明を終わります。

北村博司議長

これから各議案に対する質疑に入ります。

ご承知のとおり質疑の回数は、会議規則第55条の規定により、議長が宣告した議題について、3回以内となっております。また、各常任委員会での審査は十分できますので、ご自分が所属される委員会に付託される案件につきましては、大筋の質疑にとどめていただき、詳細は各常任委員会で行っていただきますよう、ご配慮をお願いいたします。

なお、発言するときは、マイクの調整を行ってくださいよう、お願い申し上げます。

それでは、これから各議案に対する質疑を行います。

日程第6

北村博司議長

日程第6 議案第60号 紀北町役場庁舎移転に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

北村博司議長

質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

日程第7

北村博司議長

次に、日程第7 議案第61号 紀北町暴力団排除条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(発言する者なし)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

日程第8

北村博司議長

次に、日程第8 議案第62号 紀北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

瀧本議員。

5番 瀧本攻議員

この町条例はですね、上位条例が、これを見ますと58年、それから何ですか、国の法律がですね、変わっていますね。その法律を町条例とリンクしてなかったために、これをつくるといふことで、私は理解したんですけども、その辺のご解答をお願いいたします。

北村博司議長

井谷課長。

井谷哲環境管理課長

瀧本議員の質問にお答えします。

今回、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正において、法第21条、これは技術管理者の規定を定めた規定でございますが、その中の第3項中の資格の下に、市町村が第6条の2第1項の規定により、一般廃棄物を処理するために設置する一般廃棄物処理施設におかれる技術管理者にあつては、環境省令で定める技術を参酌して、当該市町村の条例で定める資格を加えるとして制定されましたので、今回この一般廃棄物処理施設に関する技術管理者の資格の基準を定める条例を制定するために、一部改正を行ったわけでございます。以上です。

北村博司議長

瀧本議員。

5番 瀧本攻議員

今の答弁だとね、第25条のですね、法第21条3項の1ですね、昭和58年法律第25条って書いてあるわけですね。だから、新たに法律ができたのか、前あった法律と上位条例があったんで直したんかということ、僕が質問しとるわけですよ。

だから、新たなじゃないとっておった。新たにこういうものができたというなら、新とって答弁していただいたら結構なんですけどね。私の質問の趣旨と答弁とは、ちょっと食い違っています。

北村博司議長

答えてください。井谷課長。

井谷哲環境管理課長

今回、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の、先ほど説明しました法第21条の部分の資格のところ、今回、一般廃棄物の処理に関する設置する一般廃棄物処理施設における技術管理者にあつては、省令で定める技術基準を参酌して当該市町村の条例で定めるということになりましたので、その部分で、ここの新たにこの部分が追加、改正されたということでございます。

北村博司議長

瀧本議員。

5番 瀧本攻議員

そうすると、(1) (2) (3) (4)は、前からあったので、それに今、言った技術管理者の資格を置くということに改正されたということで、理解してよろしいですか。

北村博司議長

よろしいですか、副町長の答弁でよろしい。

それでは、山岡副町長。

山岡哲也副町長

今回のこの条例の改正はですね、従前はですね、厚生省令で、この技術管理者の資格を決めておったんですけれども、ご存じの地域主権改革で、できるだけ地方で定めることができる事項についてはですね、地方の条例で定めるようにという方針がございまして、その一環としてですね、従来は厚生省令で定めておりました技術管理者の基準をですね、各市町村の条例で定めるといことがございました。

それでですね、もともと厚生省令で定めておった事項をですね、ほぼそのままですね、今回、町の条例の中にですね、規定として加えたというものでございます。

北村博司議長

ほかに質疑ございますか。

(発言する者なし)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

日程第9

北村博司議長

次に、日程第9 議案第63号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(発言する者なし)

北村博司議長

よろしいですか。

以上で、質疑を終わります。

日程第10

北村博司議長

次に、日程第10 議案第64号 平成24年度紀北町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

なお、質疑につきましては、歳入、歳出に分割して行います。

質疑される方は、必ずページ数を述べていただいてから質疑するようお願いいたします。

それでは、まず、歳入全般についての質疑を許します。。

松永議員。

12番 松永征也議員

9ページ、まず地方特例交付金ですね、これは614万9,000円、多額な減額なんですけども、この理由をお聞きしたいということと。

その下の地方交付税ですね、1億2,200万円、多額な補正なんですけども、年間ですね、確定額を比較するとですね、前年よりは下がっていますね。その理由をお聞きいたします。

北村博司議長

堀財政課長。

堀秀俊財政課長

まずですね、地方特例交付金の減についての質問にお答えさせていただきたいと思えます。これにつきましては、地方特例交付金、現在のところですね、恒久減税に対する補てんというような格好でいただく交付金、国のほうから入ってくる交付金となっております。これまでではですね、住宅減税分、住宅控除のですね、その辺の減税の部分での部分と、それから自動車取得税分についての原資の補てんというような格好で入ってきておりましたが、自動車取得税のほうはですね、もう控除のほうは24年度、廃止されてきてですね、その分が減になってきたと。

当初、予想されておりましたので、それはもともと減額しておくべきだったんですが、それをしておりませんでしたので、今回、決まってきましたので、減額させてもらうということになります。

それから、地方交付税のほうはですね、昨年と今年の比較ということでしょうか。

23年度でですね、普通交付税のほうと、ちょっと待ってください。ちょっとお待ちくだ

さい。

地方交付税のほうですね、確定、23年度のほうはですね、普通交付税が39億ですね、39億7,011万1,000円ということでありまして、それから、24年度につきましては、今回の補正で39億5,415万5,000円ということですので、ほぼ、それほどの変わりはないというところでございます。税と収入額、基準財政収入額につきましてはですね、下がってきております。23年度よりも下がってきておりますが、基準財政収入額のほうにつきましては、14億6,800万円から14億700万円ということで、収入額が下がってきておりまして、需要額のほうも54億3,800万円から53億7,100万円と下がってきておりますので、交付税は需要額と収入額の差ということで、その部分での差があったのかなど。大きくは変わってきておりません。国のほうも、交付税のほうはですね、といいますか、一般財源、町財政のほうは大体、前年なみに確保するというような方針でありましてですね、それぞれの項目の積上げ収入と需要と比較で、若干の違いは出てきておりますが、それほど大きな差ということではないかと思われれます。以上です。

北村博司議長

松永議員。

12番 松永征也議員

財政担当はですね、十分に、その差についてですね、分析をされておられると、私は思っていたんですけども、人口の減少とか、そういうことかなと、私は思っておりますけども、昨年と今年の比較は、金額でいくと1,600万円、減りましたね。その2年前から比較すると、2,000万円減っていますね。

もう平成22年をピークに、交付税が下がってきておると思うんですがね、その理由をお聞きしたかったわけなんですけどもね。それとですね、まだ臨時財政対策債も普通交付税が下がっておるのに、予算書ではですね、2,360万円ですか、減額にもなっていますね。このようなことからですね、経常的な財源、これは年々とこのような形で下がっていくんではないんかと。そして、28年度からはですね、合併算定替えの効果もなくなっていくというようなことで、大変、先は暗いと思っておるわけなんですけどもね、そういうことなんでしょうか。

それと、もう1つね、普通交付税の中にですね、臨時品目として、例年ですね、地方経済雇用対策の加算がですね、されておると思うんですが、今年はなかったんでしょうか、お聞きします。

北村博司議長

堀財政課長。

堀秀俊財政課長

まず、最初のほうの今後の税制、見通し的なことなんですが、先ほど申しましたように、26年度まで政権交代、いろいろある場合は、若干変わってくる場合もあるかなとは思いますが、一応、交付税、それから臨時財政対策債、それからいろんな補助金ですとか、税を含めてですね、国のほうは23年度ですね、一般財源を担保するというような格好で方針を立てておりますので、それほど、当面ですね、それほど大きく減額になることはないのかなと。

ただ、議員言われますように、今、当町の場合は普通交付税の算定替えということですね、1億も足し込みでいただいているということがございますので、それがですね、27年度で一応終了するような格好で、5年間の中で本来の紀北町一本の算定に減額されていくという部分がありますので、そういった部分を考えますとですね、やはり、今後、厳しくなるのかなという見通しは立てております。

それから、もう1つの質問のほうの雇用関係の要素で、需要額に算入されている金額はないのかというところでございますが、今年につきましては、地域経済雇用対策費というようなことで、先ほど申し上げました39億5,415万5,000円と、交付税の中の需要額としまして1億4,682万1,000円、約1億4,000万円ぐらいですね、その分といいますか、その要素としては、交付に入っております。以上でございます。

北村博司議長

松永議員。

12番 松永征也議員

3回目なんですけどもね、その地域経済雇用対策費ですね、これについてはですね、これまで地域づくり事業基金のほうへ積み立てしておったですね。今年はそれをしないわけですか。しないとなると、一般財源に使ってしまうということですね。いわば、事務費とか人件費とか、そのようなものになって消えていくということになるかと思うんですがね、その扱いについて、最後にお聞きをいたします。

北村博司議長

堀財政課長。

堀秀俊財政課長

ただいまの質問にお答えします。確かにですね、地域経済雇用対策その場合ですと、雇用対策地域資源活用推進とかいう名目の中で、そういったものが需要額に算入されましてですね、入ってきておりまして、これまで地域づくり基金のほうへ、交付税が確定してですね、その地域づくり基金へ同額を積めるようなですね、余裕のある時につきましては、そちらへ積みせてもらってありました。

ただ今年につきましてはですね、この補正の中で、そこを交付税の確定した中で、そこへ積み上げるほどの余裕がなかったというのは事実ですし、もう1つは当町の場合、一応そういうような格好で、あえて地域づくりへ積むというふうな格好をとってきておりましたが、必ずしも補助金とか、そういうものではございませんので、そういう必ず積まなければならないというものではなくて、当然、よそへ、執行経費の中でですね、雇用ですとか、経済のところにも事業というのも行っておりますので、実際あれですね、町の事業のなかで、そういったことに対する費用というのは、当然、要っておりますので、今回は交付税、色がついとるわけじゃなくって、そういったトータルで交付確定されてきた金額の中で、地域づくり基金へ積むのではなくして、使わせていただいたといいますか、交付税、当然、その要素であっても一般財源扱いになりますので、それを雇用ですとか、経済対策うんぬんの部分へは、もう充当されているというふうにお考えいただきたいなというふうに思います。以上です。

北村博司議長

ほかにございませんか。

以上で、質疑を終わります。

次に、歳出全般についての質疑に入ります。

質疑される方はございませんか。

平野隆久議員。

13番 平野隆久議員

それでは、歳出のほうで25ページの4款の衛生費、し尿処理費の中で、修繕料1,404万9,000円、これはクリーンセンターの修繕費とお伺いしたんですけど、これについてはどういう部分の修繕料ということか、内容についての答弁を求めます。

あと、2点目、29ページの6款・商工費のなかの観光費ですね、その中の事業委託料で199万、これについての内訳として、観光活性化対策事業で52万5,000円は、馬越峠の看板という説明があったんですけども、そのあとの観光振興推進事業高速道路延伸関連で146万

5,000円、この内容について説明、2点についての答弁を求めます。

北村博司議長

井谷課長。

井谷哲環境管理課長

し尿処理費の修繕料1,404万9,000円の内容を説明いたします。まず、内訳でございますが、凝集系UF膜取替修繕工事で997万5,000円、活性炭吸着塔下部ネット取替修繕工事で215万2,500円、非常用発電機整備修繕工事で107万1,000円、消泡機取換部品交換修繕工事で、85万500円でございます。

内容につきましては、まず凝集系でございますが、これはUF膜、まずUF膜の説明をさせていただきます。し尿等に含まれる不純物や目に見えないバクテリア、それから、ウイルスを取るまでの除去する分離装置でございます。それで、凝集系には、1系と2系がありまして、1系が2カ月程前から安定した水の流れが保てない状態が続いているため、応急装置として薬品洗浄等を行い調整しておりますが、ろ過処理が不能になる危険性があるため、今回、取替修繕をお願いするものでございます。

次に、活性炭吸着塔下部ネット取替修繕工事でございますが、これはUF膜で処理された水を最終仕上げに、活性炭の吸着力を利用して、微量の有機物を除去し、無色透明にするところでございます。毎月2回、活性炭の入れ替えを行うんですけども、その排出する活性炭量が入れた量より少ないということで、下部ネットの破損があるということで、ネットの取換修繕をお願いするものでございます。

次に、非常用発電機整備修繕工事は、平成20年5月29日の停電時に、自家発電に異常があり、発電機が作動しなかったので、応急措置として排気塔の清掃等を行ったら、奇跡的に稼働しました。でもいつ壊れるかわからない状況のため修繕をお願いするものでございます。

次に、消泡機の取替部品交換修繕でございますが、これは反応槽の中で菌の活動をする発泡、泡が発生することなんですけど、起こるもので、その発泡を取り除く機械でございます。現在、今、使用しとる2台は中古品のため、いつ壊れてもおかしくない状況のため、今回、一番古いのを取替えしたいということで、お願いするものでございます。以上でございます。

北村博司議長

商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長。

それでは、29ページの3目・観光費の観光振興推進事業(高速道路延伸関連)146万5,000円の内訳でございます。1つはですね、この11月17日に行われました、きほくラブめし決定戦がですね、来年度につきましては、6月ごろに行いたいというふうなことでございまして、そのためにですね、準備費用として、今回42万6,000円を増加させていただきたいということが、まず1点。

それから、紀北町観光協会に対して委託しております観光振興PR事業の中でですね、事業の精査を行いましたところ、社会保険料等の積算に誤りがあったということでございまして、あと事業費等につきましても、燃料費等が少し通常よりも、予定よりもたくさんの回数をいっておるということで、その辺りの事業費の増加ということで、あわせて103万8,000円でございます。それらの増加ということでございます。以上でございます。

北村博司議長

平野隆久議員。

13番 平野隆久議員

1点目のクリーンセンターの修繕ですね、これは今ちょっと内容説明を聞きましたら、突発的にかかる部分があるということで、補正ということで、中古品、これにして関してはね、当初でもそういうものは出ると思いますんで、その点についてはね、突発的なものは、仕方ないと思うんですけども、今後、そういうわかったものについては、当初で出していた方がいいですね。

あと観光費のほうなんですけども、これはラブめし決定戦、25年6月ということで、42万6,000円というのは、わかるんですけど、この観光協会のPR事業、また社会保険の絡みで差額が、補正で100万出たというのは、ちょっとあまりにも多すぎるような気がするんですね。これに関しては、ある程度、精査しとったら出るような予算じゃないと思うんですけど、突発的に間違いがあって、100万円が出たというのは、ちょっとこれは問題あると思うんですけども、もう少し、この辺ちょっと指導もしてもらってね、ちゃんとせんと、間違っていました、100万円の補正が観光協会の間違いで出ましたよというんでは、ちょっと問題ありますんで、ちょっともう1点だけ、この点について、どうしてこのような間違いが出てきたのかどうか、再度、答弁を求めます。

北村博司議長

商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長。

申し訳ございません。これにつきましては、社会保険料の料率のですね、違算ということ
でございました。私どももですね、本来それをしっかりと確認した上で、予算を要求する
べきであったところですね、私どももちょっとチェックが漏れていたということで、大変、
申し訳ございませでした。

以降ですね、このようなことがないように、指導をしてまいりたいと思いますので、よ
ろしく願いいたします。

北村博司議長

よろしい。

ほかに質疑ございますか。

松永議員。

12番 松永征也議員

22ページのですね、地域支援事業(介護予防)ですね、償還金ですから、入った補助金を
ですね、返還するという事ではないんかと思うんですが、この地域支援事業はですね、
大変、重要な事業だと思っております。この事業はですね、高齢化がどんどん進んでおり
ますけども、高齢者のですね、認知症とか、また寝たきりにさせない予防事業ですわね。

ちょっとなぜ返還するのかね、説明を願います。

北村博司議長

大谷課長。

大谷眞吾福祉保健課長

この返還金の主な要因なんですけども、これはですね、2次予防事業のですね、生活機
能評価検査対象者実績見込みの減でございます。この理由なんですけども、平成22年度に
おいてはですね、介護予防の2次予防対象者把握事業は、医療機関で元気度チェックリス
トと生活機能評価検査をセットで行ってございました。しかし、23年度は制度改正がござい
まして、元気度チェックリストは、役場からご本人に送付して回収を行いました。

それで、生活機能評価検査に関しましては、対象に該当する方がおみえにならなかった
ことによる、検査委託料が不用になったものということでございます。なお、23年度事業
は計画どおり行いましたけども、結果として、この検査対象者の方がおみえにならなかつ
たということでございます。以上でございます。

北村博司議長

松永議員。

12番 松永征也議員

本町の実態なんですけどもね、介護保険のですね、保険料。今年は30%近い引き上げがあったわけですね。これはですね、介護保険を利用する方が、どんどん増えておるということで、引き上げないと、もう収支が確保できないということなんですけどね。この介護保険はですね、保険料は、年金受給者ですね、1号被保険者はね。年金から強制的に天引きされておるわけなんですけど、今年はかなり上がったはずなんです。このようなことが実態なんです。やっぱり保険料をですね、できるだけ抑えるというね、何というんか、対策をとっていかないとね、地域に住む方々大変だと思うんです。年金が減って、生活にも影響されてきておられると思うんですがね。このような状態の中でね、地域支援事業、いま計画どおり実施したということなんですけど、まだまだ効果的な事業もですね、工夫していただいて、実施をしていただいてね、できるだけ介護状態にならない、介護の要認定者にならんように、それで自宅でね、できるだけ長く暮らしていけるような、そのようなことをね、真剣に1つ考えていただきたい。これせっかく入ったものをね、事業が残ったんやと、事業費が残ったんや、返すわけですね。まだちょっと本当にもったいないし、実態にそぐわないと思うんです。もう一度お考えを。

北村博司議長

松永議員、広域連合の所管の部分に入っておりますんで、その辺は、ここに出とる分だけね、保険料の引き上げ云々は、広域連合の、組合議会の問題ですので、その部分は答弁しなくてよろしいね、その部分はね。

大谷課長。

大谷眞吾福祉保健課長

議員のご指摘のようにですね、24年度においても、23年度とはまた違う事業も行っております。できるだけ効果があがるように、努めてまいりたいと思っております。以上です。

北村博司議長

よろしいですか。

ほかにございますか。

瀧本議員。

5番 瀧本攻議員

これ16ページですね、基金管理事業7,375万6,000円、9月では2億500万円かな、積みま

した。それで、今、課長が説明されて、財調で3,375万6,000円、減債で4,000万円、これはここへ記載してなければならないね。新聞に載っておるんだから、これは答弁はよろしいけど、指摘させていただきます。

もう1つはですね、2つ。27ページの目の3の林業施設費、一般財源100万円、国県支出金400万円、書いてあるだけですわ。新聞では引本地区の伐採って書いてあるわけです。これ説明不足ですね。であるかどうかということ。

それから、教民のことは教民でしますもんで、最後にですね、管財のほうの40ページの公債費のですね、利息が1,943万5,000円減額になっております。これでは、説明になっておりません。これになるプロセスがあるわけですね、計算書式。それをお示し願いたいと思います。

北村博司議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

ただいまご質問がありました、27ページの第2項・林業費、3目・林業施設費、13節・委託料の500万円の分につきましては、議員おっしゃるとおり引本の分でございます。以上でございます。

北村博司議長

財政課長。

堀秀俊財政課長

40ページの利子の減額について、もう少し詳しく説明をさせていただきます。1,943万5,000円というふうには、大きな減額となっておりますが、要因は幾つかございまして、前年度、23年度の借入実績が、借入予定額に比べますと、約3億5,000万円ほど事業の繰越ですとか、いろいろな精算の中で予定が下がってきたと。そこらで、その分の利率として、約490万円ぐらい落ちてきたのだらうということと。

それからですね、新規借入分の利率を、これまで借りているものというのは、利率わかっておりますので計算どおりなんですけど、新規というのは、23年度の新規の借入の利率を、安全をみましてですね、一応1.4%ぐらいで、平均ですが、平均1.4%ぐらいで試算しておりましたが、実際には平均0.7、バラツキはあるんですが、0.7ぐらいまでの利息で足りたと。それによりまして、1,400万円ほど減になってきたのかと考えております。それらを両方あわせると大体、それぐらいな金額にならうかと思っております。以上です。

北村博司議長

瀧本議員。

5番 瀧本攻議員

23年度のいわゆる3億5,000万円が、いわゆる見込みがなくなって490万円の利子がなくなったということですね。それで、金利が1.4%から0.7に変わって1,400万になったと、その減になるですね、借金の掛ける金額は幾らですか。逆算したら、わかるけどね。

北村博司議長

答えられますか。堀財政課長。

堀秀俊財政課長

あれですね、下がってきた部分といいますか、減の要因になってきた金額の実際の借入額という意味でよろしいでしょうか。それはですね、予定が14億8,610万円で計算しておりましたが、実際には11億3,520万円で借りたというところがございます。ここの部分で3.5億減っていると、その内訳としましてはですね、いろんなものがございます。過疎対策事業債と合併特例事業債、臨時財政対策債とか、細かくありますが、トータルではそういうことでございます。

北村博司議長

瀧本議員。

5番 瀧本攻議員

14億を11億にしたらアバウトで3億5,000万円減になったから利息は490万円になったと。これは実際に借りたのは、結局11億円ですね。だから、11億円に対しての金利が0.7で1,400万円になったというふうに理解してよろしいですか。

北村博司議長

堀財政課長。

堀秀俊財政課長

そうですね、そこの部分の利率の差ということでございます。1.4をみておったのが、0.7で、平均なんですけど、細かくはバラツキはあるんですが、平均それぐらいで借りられたということで、若干の余裕をみすぎた感はあるんですが、そういうことでございます。

北村博司議長

よろしいですか。

ほかにございますか。

(発言する者なし)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

北村博司議長

それでは、ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

(午前 11時 57分)

北村博司議長

それでは、休憩前に引き続いて会議を開きます。

(午後 1時 00分)

日程第11

北村博司議長

次に、日程第11 議案第65号 平成24年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

日程第12

北村博司議長

次に、日程第12 議案第66号 平成24年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

日程第13

北村博司議長

次に、日程第13 議案第67号 平成24年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございますか。

（発言する者なし）

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

これで、本定例会に上程されました案件についての質疑は、すべて終了いたしました。

委員会付託表を配付してください。お手元に既に配付されておりますので、ご覧ください。総務、教民、産業建設、それぞれ以上のような付託とさせていただきます。

委員会付託

北村博司議長

お諮りいたします。

ただいま議題となっております各案件につきましては、会議規則第39条第1項の規定により、別紙委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思いま

すが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

異議なしと認めます。

したがいまして、各議案については、別紙委員会付託表のとおり、各担当委員会に付託することに決定いたしました。

なお、付託案件の審査につきましては、12月10日、月曜日は、総務財政常任委員会、同11日、火曜日は、産業建設常任委員会、同12日、水曜日は、教育民生常任委員会の開催という報告をいただいております。開会時間は、総務財政、産業建設は、いずれも午前9時30分から、教育民生常任委員会は、午前10時からの開催となります。

委員会の運営にあたっては、各常任委員長において取り計らいくださいますよう、お願いを申し上げます。

北村博司議長

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

(午後 1時 03分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 2 5 年 3 月 5 日

紀北町議会議長 北村博司

紀北町議会議員 入江康仁

紀北町議会議員 家崎仁行